

【理事会】令和4年（2022年）1月6日決定

- 1 懲罰対象者
U12 カテゴリーのコーチ
- 2 懲罰の内容
譴責（始末書を取り、注意し戒める）
- 3 懲罰の起算日
令和4年（2022年）1月6日（理事会決定の日）
- 4 懲罰の理由
一般社団法人長野県バスケットボール協会裁定規程第3条1項(3)「暴力、暴言、ハラスメント、差別、ドーピング及び八百長等の不適切な行為ならびにスポーツのインテグリティまたはフェアプレーを著しく害する行為」に該当
- 5 事案の概要
所属チーム児童複数名に対する暴言（「生きている意味ねーな」「バスケットやる資格ねーな」など人格を否定する発言）